

# 栄光2000 [固定金利型]

(期日指定定期預金)

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	期日指定定期預金 (栄光2000 [固定金利型])
販売対象	・個人のみ
期間	・最長預入期間は3年とし、預入日から1年間を据置期間とします。 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をする時は、その1ヵ月前までにお申出いただく必要があります。)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上300万円未満(ただし、総合口座の場合の預入金額は1万円以上300万円未満とします。) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。 ・また、この預金の一部、あるいは全部について満期日前に払戻することができます。(ただし、満期日の1ヵ月前までにお申出いただく必要があります。)
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。) ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年複利による1年を365日とする日割計算。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
付加できる 特約事項	・預入時のお申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率。) ・マル優もご利用いただけます。
中途解約時の 取扱い	・原則として満期日前に解約することができません。 ・満期日前に解約する場合は、別紙「定期預金の中途解約利息一覧」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎に複利計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。

預-4